

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人旭川医科大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人評価委員会の業績評価の結果や本学の経営状況、また、当該役員の担当業務における業績・貢献度を総合的に勘案し、本学経営協議会の議を経たうえで、役員給与規程に定める当該役員の期末特別手当の額を増額、または減額できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の指定職俸給表の改正に準じ、本学の役員給与を0.3～0.4%程度引き下げた。

理事

法人の長の改定内容と同じ

理事(非常勤)

改定なし

監事

法人の長の改定内容と同じ

監事(非常勤)

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 17,994	千円 12,812	千円 5,105	千円 77 (寒冷地手当)		
理事 (3人)	千円 43,190	千円 30,156	千円 12,017	千円 261 (寒冷地手当) 756 (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 3,000	千円 3,000	千円 0	千円 0 ()		
監事 (1人)	千円 11,383	千円 8,030	千円 3,200	千円 153 (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,400	千円 2,400	千円 0	千円 0 ()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
理事 (非常勤)					該当者なし
監事					該当者なし
監事 (非常勤)					該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務の効率化や職員の適性配置等により人件費を抑制し、人件費支出を運営費交付金の範囲内で行うことを基本とする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の国家公務員の給与水準を考慮し、これに準じた給与水準を基本とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

普通昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給月額 (普通昇給)	一定期間良好な成績で勤務したときに、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
基本給月額 (特別昇給)	勤務成績が特に良好である場合、普通昇給とは別に、上位の号俸に昇給させることができる。
基本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じた級へ昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- ・ 国家公務員の給与法改正に準じて、平成17年12月1日より以下のとおり改正した。
 - (1) 基本給 全ての級の基本給月額を同率で引下げ(改定率△0.3%)
 - (2) 扶養手当 配偶者に係る手当月額を500円引下げ(13,500円→13,000円)
 - (3) 基本給の調整額 一部の調整基本額の引下げ
 - (4) 初任給調整手当 200～100円程度の引下げ
 - (5) 期末・勤勉手当 12月期の勤勉手当支給率を0.025月分引上げ。
- ・ 以下の手当を新設し、平成18年1月1日より施行した。
 - (1) 術後管理手当 医師等が手術後の患者の病態急変等に対応するため、勤務時間外に、学内において待機を命ぜられた場合 1回8,000円
 - (2) 待機手当 医療職員が特定の業務のため、勤務時間外に、自宅において待機を命ぜられた場合 1回3,000円

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	662	42.2	6,240	4,567	30	1,673
事務・技術	154	43.9	5,596	4,083	20	1,513
教育職種 (大学教員)	203	45.1	8,168	5,986	41	2,182
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	225	36.8	5,038	3,700	28	1,338
技能・労務職種	21	52.1	5,485	4,004	26	1,481
医療職種 (病院医療技術職員)	59	45.2	6,142	4,455	24	1,687

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	1					

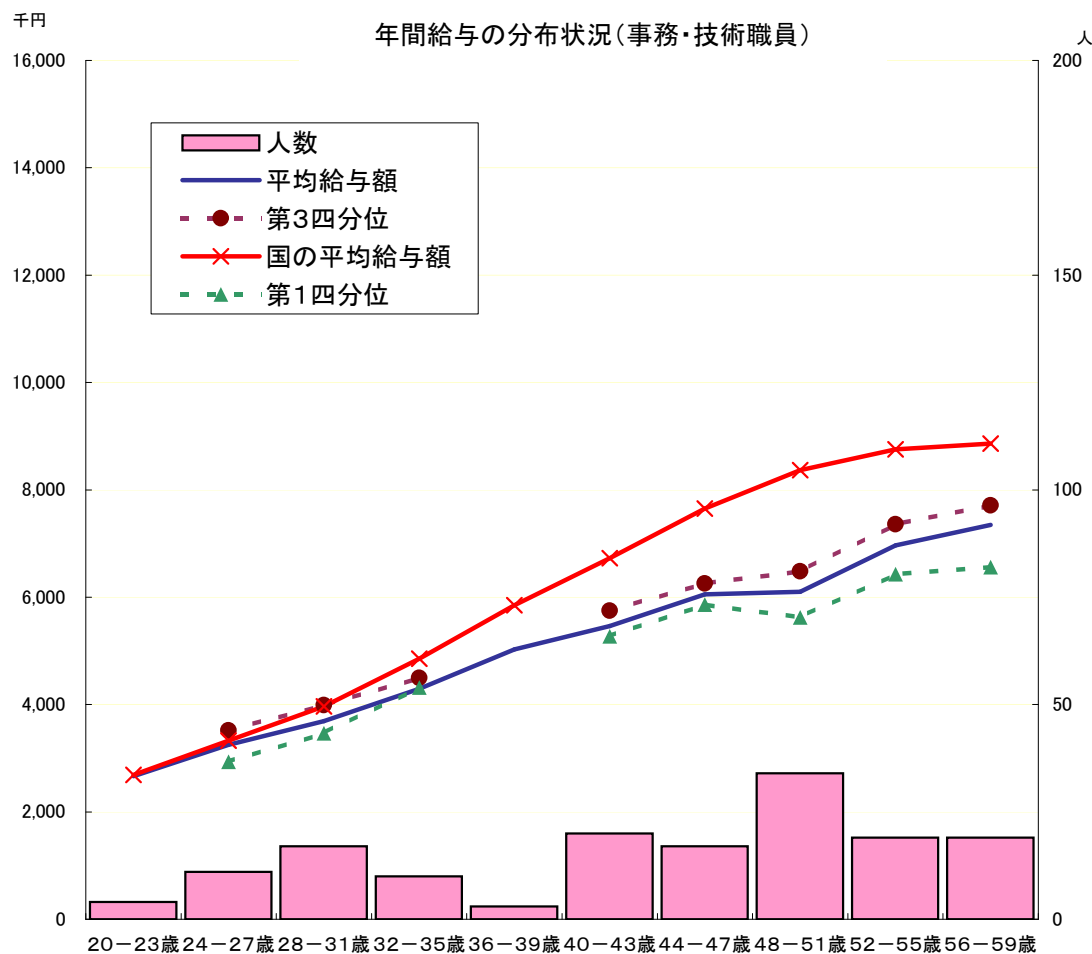
注:任期付職員の医療職種(病院看護師)については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の項目については記載しない。

再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	22	36.1	3,463	2,573	31	890
事務・技術	4	38.3	2,921	2,168	33	753
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	14	36.1	3,668	2,713	32	955
技能・労務職種	4	34	3,290	2,493	25	797

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

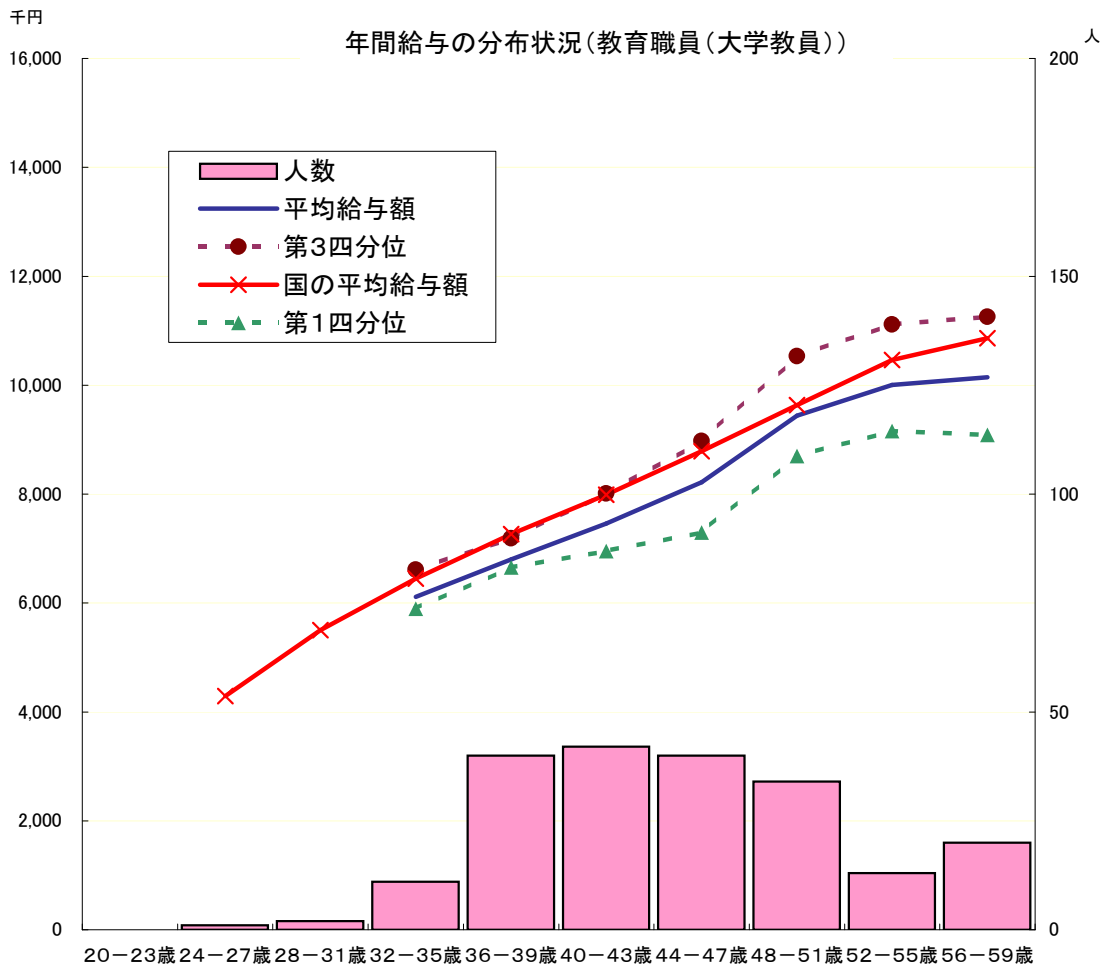


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20～23歳、年齢36～39歳については、該当者が4名以下のため、第1四分位、第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

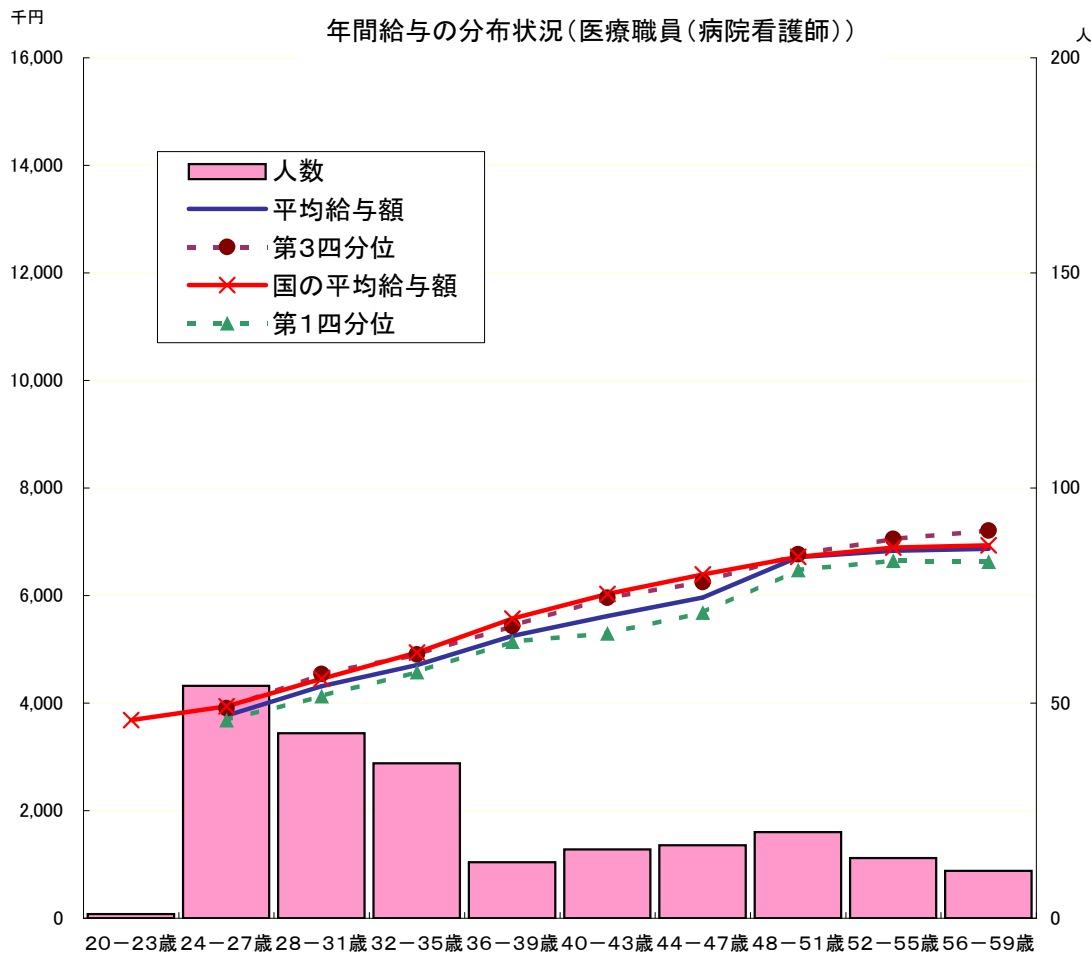
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 (課長 ・係員)	5	54.7	8,307	8,444	8,604
	57	34.0	3,418	4,035	4,681



注: 年齢24~27歳, 28~31歳については, 該当者が2名以下のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから, 年間給与は表示していない。

(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位 (・教授 ・助教授)	41	53.5	10,280	10,699	11,192		
	35	48.7	8,431	8,798	9,275		



注:年齢20~23歳については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与は表示していない。

(医療職員(看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位 (・看護師長 ・看護師)	21	52.4	6,768	6,948	7,054		
	149	31.5	3,825	4,350	4,745		

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長	部長	局長 部長	局長
人員(割合)	154人	21人 (13.6%)	35人 (22.7%)	73人 (47.4%)	16人 (10.4%)	3人 (1.9%)	4人 (2.6%)	2人 (1.3%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)		29歳 21歳	51歳 28歳	59歳 36歳	59歳 50歳	59歳 54歳	57歳 50歳	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		2,864千円 1,832千円	4,147千円 2,500千円	5,139千円 3,460千円	5,629千円 4,447千円	6,312千円 5,293千円	6,626千円 5,869千円	}	}	}
年間給与額(最高～最低)		3,766千円 2,503千円	5,625千円 3,394千円	7,037千円 4,767千円	7,711千円 6,163千円	8,436千円 7,403千円	8,965千円 7,907千円	}	}	}

注:事務・技術職員の7級について、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢以下の項目については記載しない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員(割合)	203人	6人 (3.0%)	83人 (40.9%)	38人 (18.7%)	35人 (17.2%)	41人 (20.2%)
年齢(最高～最低)		57歳 32歳	54歳 27歳	51歳 36歳	59歳 38歳	59歳 44歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,695千円 3,517千円	5,699千円 3,097千円	6,587千円 4,750千円	7,148千円 5,085千円	8,877千円 5,934千円
年間給与額(最高～最低)		6,459千円 4,658千円	7,647千円 4,210千円	8,986千円 6,511千円	9,779千円 7,104千円	12,257千円 8,403千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	225人	該当者なし	149人 (66.2%)	50人 (22.2%)	23人 (10.2%)	2人 (0.9%)	1人 (0.4%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		}	56歳 23歳	59歳 31歳	59歳 43歳	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	4,489千円 2,477千円	4,992千円 3,358千円	5,488千円 4,718千円	}	}	}
年間給与額(最高～最低)		}	6,184千円 3,390千円	6,883千円 4,668千円	7,598千円 6,517千円	}	}	}

注:医療職員(病院看護師)の5級、6級について、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢以下の項目については記載しない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.5	65.5	64.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.5	34.5	35.9
	最高～最低	(42.9～32.3)	(39.8～30.4)	(41.2～31.4)
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.7	68.8	67.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.3	31.2	32.2
	最高～最低	(36.4～30.8)	(34.0～28.9)	(33.7～29.9)

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.1	68.7	67.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.9	31.3	32.5
	最高～最低	(39.2～31.3)	(37.9～21.1)	(37.9～28.9)

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.2	68.4	67.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.8	31.6	32.7
	最高～最低	(36.4～30.9)	(34.0～29.0)	(35.1～29.9)

注：医療職員(病院看護師)の管理職員について、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載しない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	80.6
対他の国立大学法人等	93.7

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))	94.6
対他の国立大学法人等	93.2

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	96.3
対他の国立大学法人等	98.6

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をも一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を101として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

・事務・技術職員のラスパイレズ指数低下（昨年度比）の要因：

① 人事異動等に伴い、調査対象者の管理職層が減少し、係員層が増加したことで、平均給与額が減少したこと。

② 現在、平成16年度に改正された寒冷地手当の経過措置期間中であり、平成20年度までの間、段階的に引き下げを行っているため、手当受給者の比率が低い国・国立大学法人全体と比較して、全員が手当受給者である本学は、一人あたりの給与額の下げ幅が大きくなっていること。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,928,129	千円 5,909,394	千円 (%) 18,735 (0.3)	千円 (%) 18,735 (0.3)
退職手当支給額 (B)	千円 281,979	千円 372,875	千円 (%) △ 90,896 (△24.4)	千円 (%) △ 90,896 (△24.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,067,341	千円 939,441	千円 (%) 127,900 (13.6)	千円 (%) 127,900 (13.6)
福利厚生費 (D)	千円 857,643	千円 837,139	千円 (%) 20,504 (2.4)	千円 (%) 20,504 (2.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 8,135,092	千円 8,058,849	千円 (%) 76,243 (0.9)	千円 (%) 76,243 (0.9)

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」の増減要因：

常勤教員の欠員補充に伴う給与、賞与等の増加

・「最広義人件費」の増減要因

① 常勤職員の定年退職者の減少に伴う、退職手当支給額の減少

② 寄付講座設置による非常勤教員の増加に伴う、給与、賞与の増加

③ 定員削減、看護体制充実のための非常勤職員の増加に伴う給与・賞与の増加

④ 医員・研修医の超過勤務手当及び宿日直手当の増加

・人件費削減の取り組み状況

① 中期計画

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。

② 中期目標

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費削減を図る。

③ 取り組み状況

事務系職員の定年退職による欠員の不補充、教員の空き定員の採用保留・配置の見直し等により、人件費削減に取り組んでいる。

・給与、報酬等支給総額（平成17年度） 5,928,129千円

・人件費予算相当額（平成17年度） 6,151,697千円

IV 法人が必要と認める事項

特になし